

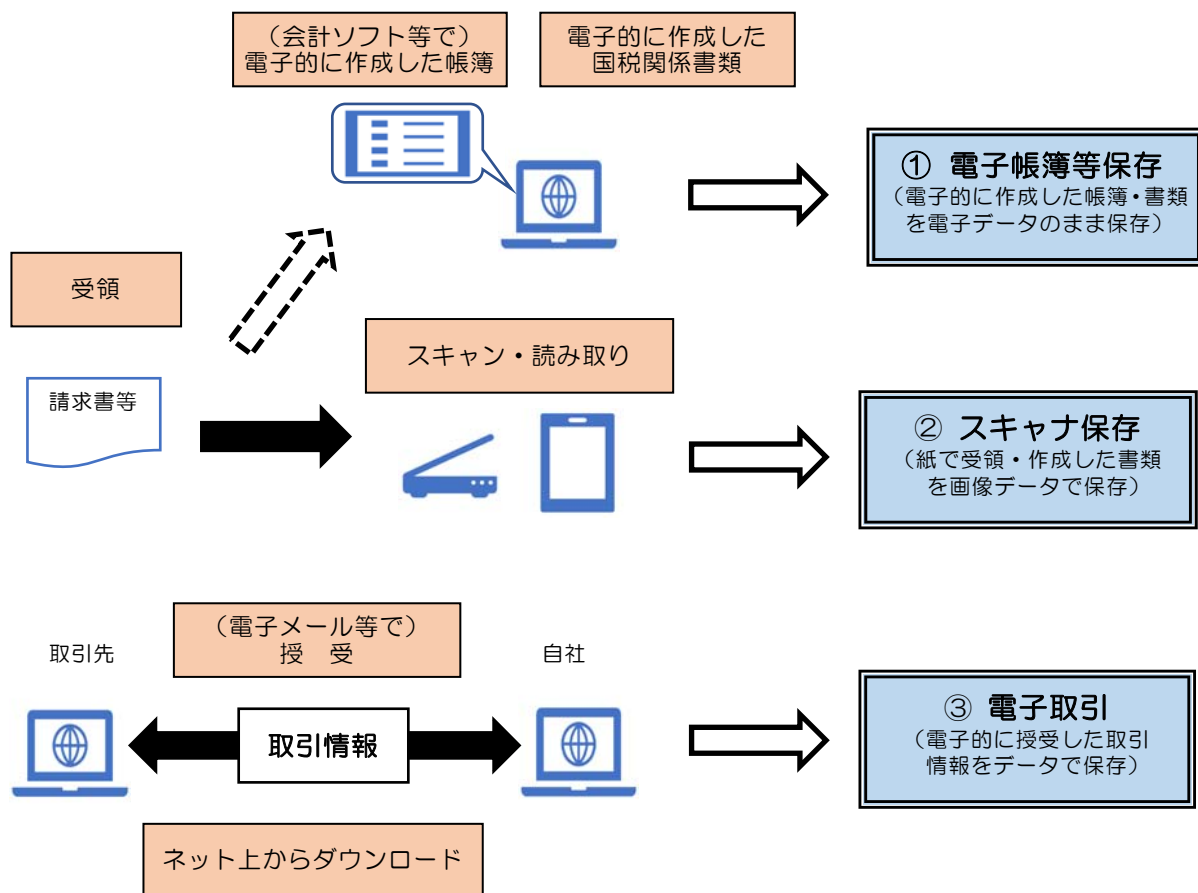
「電子帳簿保存法」改正のあらまし ～ 令和4年1月1日 施行されます！～

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直し（簡素化）がなされました。

今回の改正は、上記のとおり多様な目的を背景として手続きの簡素化を進め制度の普及を促すことを目的としておりますが、一方では電子取引に係るデータについて従来認められていた出力書面（紙）での保存が認められず電子データでの保存が義務付けられ、また、保存等の要件の充足の可否に応じて加算税の軽減・加重制度が併せて導入される（青色申告の承認の取消対象となり得る）など規定しており、新しい制度の導入及び運用に際しては、社内規定や社内体制の整備において万全の準備が求められているといえます。

今号では、「電子帳簿保存法」の施行を目前に控え、手続等の簡素化の具体的内容、適用に当たって留意すべき事項等のポイントについて、電子帳簿保存法における保存対象区分による下記の三区分別に対応して説明いたしましたので、導入等のご検討の際などにご参照・ご活用ください。

～電子帳簿保存法における保存対象上の区分～



I 電子帳簿等保存（区分①）に関する改正事項

電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

- ▶ 信頼性の高い現行の電子帳簿については、インセティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、以下の改正が行われました。

≪改正前≫

- ① 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、**事前に税務署長の承認**が必要。
- ② 帳簿として保存が認められるのは、以下の要件を満たすものに限定。
 - イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること
 - ロ モニター、説明書等を備え付けること
- ③ ②の**要件を満たさない電子帳簿**は、電子データのまま保存することができず、**紙を印刷して保存**。



≪改正後≫

- ① **承認制度を廃止**し、電子帳簿利用上の事務負担を軽減。
- ② 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿^{※1}について現行の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、**その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税が5%軽減**されます。^{※2}

※1：所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とします。

※2：ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減されません。

- ③ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（現行のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）を満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限ります。）についても、**電子データのまま保存することが可能**とされました（紙を印刷しての保存は不要）。

青色申告特別控除の取扱い【現行の青色申告特別控除制度】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ① 電子帳簿保存 又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円

〔令和3年度改正〕

上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されません。（貸借対照表の添付等他の要件を充足している必要があります。）

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実又は内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目 により検索できること ⇒改正後、記録項目は、 取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	—
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	—
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		—	—※1	○※2

※1：保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキヤン保存及び電子取引についても同様です。）。

※2：“優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

電子帳簿の手続に関するQ & A

Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出する必要があります。

Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出する必要があります。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

Ⅱ スキャナ保存（区分②）に関する改正事項

スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

- ▶ 紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度（スキャナ保存制度）については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置が講ぜられました。

《改正前》

- ① 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に税務署長の承認が必要。
- ② 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。
 - ・領収書には受領者が自署
 - ・経理担当者がスキャンする場合は、最長約 2 ヶ月以内にタイムスタンプを付与（営業担当者がスキャンする場合は概ね 3 営業日以内）
 - ・紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等がチェック（社内相互牽制・定期検査）
- ③ 現行の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない（例：定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない。）

《改正後》

- ① 承認制度を廃止し、スキャナ保存利用上の事務負担を軽減。
- ② ・領収書への自署は廃止
 - ・タイムスタンプ付与までの期間は、最長約 2 ヶ月以内に統一（電子取引も同様）
 - ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約 2 ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化
 - ・紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック（社内相互牽制・定期検査）は不要化
- ③ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を 10%加重（電子取引についても同様）

スキャナ保存の手続に関するQ&A

- Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続きは必要でしょうか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？
- A：施行日（令和 4 年 1 月 1 日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続きが必要になります。
- なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の 10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されますのでご注意ください。

Ⅲ 電子取引（区分③）に関する改正事項

電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

《改正前》

《電子取引に係るデータ保存制度の検索要件》

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定
- ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定

《改正後》

- ・上記①の検索要件について「日付、金額、取引先」に限定されます。
- ・保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする（電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様。）この場合において保存義務者が売上高 1,000 万円以下の事業者等の場合には、すべての検索要件が不要とされました。

(注)上記の見直しと合わせて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、現行、電子データを書面で出力して保存することが認められていますが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行なう電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わないこととされています。⇒電子取引に係るデータは出力した書面での保存が認められず電磁的記録（電子データ）での保存が義務付けられることにご留意ください。

電子取引の保存要件の概要

真 実 性 の 要 件	<p>以下の措置のいずれかを行うこと</p> <ol style="list-style-type: none"> ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 情報の授受後、<u>速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）</u>タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用を行う
可 視 性 の 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明確な状態で速やか出力できるようにしておくこと ・電子計算機処理システムの概要書を備え付けること ・検索機能※を確保すること <ul style="list-style-type: none"> ※<u>電子帳簿の保存要件の「検索要件」①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）</u> ※<u>保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要</u>

※下線を付した部分が、令和3年度改正により変更があった箇所になります。

電子取引の手続に関するQ & A

Q：当社の課税期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までですが、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、課税期間の途中であっても、令和3年度の税制改正以後の要件で保存しなければならないのでしょうか？

A：令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、改正後の保存要件により保存しなければなりません。同一課税期間に行う電子取引の取引情報であっても、令和3年12月31日までの電子取引と令和4年1月1日以後に行う電子取引ではその取引情報の保存要件が異なることとなりますのでご注意ください。

（「電子帳簿保存法一問一答」【電子取引関係】問9抄）

Q：電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、保存要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存していますが、これでは保存義務を果たしていることにはならないため青色申告の承認が取り消されてしまうのでしょうか？

A：令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、その電磁的記録を出力した書面等による保存をもって、当該電磁的記録の保存に代えることはできません。したがって、災害等による事情がなく、その電磁的記録が保存要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認の取消対象となり得ますのでご注意ください。

なお、消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、改正後も引き続き、その電磁的記録を出力した書面による保存が可能とされています。

（「電子帳簿保存法一問一答」【電子取引関係】問42抄）

〔引用参考文献〕

・国税庁 HP「電子帳簿保存法」特設サイト

「電子帳簿保存法関係」（パンフレット、Q&A、通達、申請書等を参照できます。）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

「電子帳簿保存法が改正されました」（令和3年5月）

「電子帳簿保存法 Q&A（一問一答）～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～」

【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】，【スキャナ保存関係】，【電子取引関係】

・令和3年度 税制改正（財務省）資料

〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室 E-mail gtm@gtmri.co.jp